



平成 28 年度 市民税・県民税 (住民税) 納税通知書を送付します

平成 28 年度市民税・県民税 (住民税) 納税通知書を送付します。

今回送付する納税通知書は、市民税・県民税の納付方法が普通徴収 (納付書または口座振替による個人での納付) の人と、公的年金からの特別徴収 (天引き) の人が対象となります。

納付書でお支払いの人は、納期 (期別) を確認のうえ納付してください。

納期限内の納付にご協力をお願いします。

問 ㊦市民税課

●納税通知書の発送日 6月13日(月)

ただし、次の①②に該当する人には送付しません。

①市民税・県民税が課税されない人 (非課税の人)

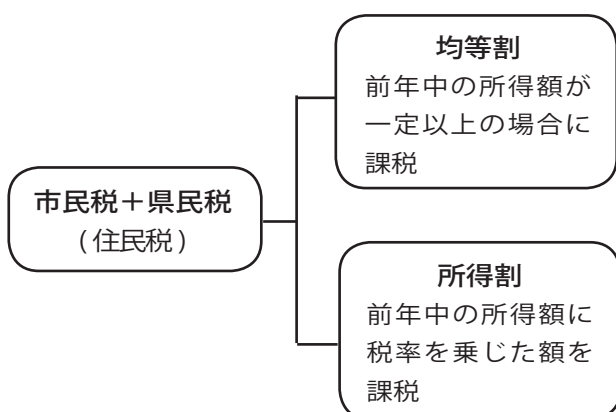
②市民税・県民税をすべて給与からの特別徴収で納めている人 (特別徴収税額の決定通知書を勤務先へ送付しています)

※今年度から通知の様式を変更します。見落としにご注意ください。

■市民税・県民税 (住民税) とは

地方税の中で市民税と県民税を合わせて住民税と呼んでいます。

市民税・県民税は、その地域の行政にかかわる費用をできるだけ多くの住民に分担していただくという性格の税金です。その内訳は、一定以上の所得のある人が負担する均等割と、その人の所得金額に応じて負担する所得割で構成されています。

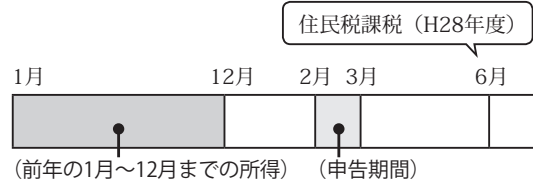


■所得と課税時期

市民税・県民税は、原則として1月1日現在に住民票のある市区町村で、前年分の所得に対して翌年度に課税されます。

【例】平成 27 年 1 月～12 月までの所得

→平成 28 年度 (6 月) に課税されます



※住民税と所得税では課税対象期間の表現が異なります。

○住民税 (地方税) 28 年度

平成 27 年 1 月～12 月までの所得に関する課税

○所得税 (国税) 28 年分

平成 28 年 1 月～12 月までの所得に関する課税

■均等割

市民税年額 3,500 円、県民税年額 2,500 円と定められています。

ただし、次の金額以下の人は課税されません。

本人のみの場合	所得額が32万円
扶養がいる場合	所得額が32万円×(扶養人数+1)+18万9,000円
障がい者、未成年者 寡婦・寡夫の人	所得額が125万円

■所得割

所得割の税額は、一般に次のような方法で計算されます。

(所得金額 - 所得控除額) × 税率* - 税額控除

↳ 課税所得金額や課税標準額

※税率…市民税 6%、県民税 4% (総合課税分)

ただし、次の金額以下の人は課税されません。

本人のみの場合	所得額が35万円
扶養がいる場合	所得額が35万円×(扶養人数+1)+32万円
障がい者、未成年者 寡婦・寡夫の人	所得額が125万円
総所得金額の合計額が所得控除合計額以下の人	

■市民税・県民税給与特別徴収 (天引き) の徹底について

給与所得に係る市民税・県民税は、納税者間の公平性・利便性等を確保するため、古河市を含む県内全市町村で、原則特別徴収 (給与天引き) により納めていただくことになっています。